

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく接着重ね材の日本農林規格の制定
について

下記のとおり、接着重ね材の日本農林規格を制定する予定ですので、お知らせ
します。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
接着重ね材の日本農林規格の制定
- 2 対象品目
接着重ね材
- 3 趣旨及び目的
構造用に使用する製材を、その繊維方向を互いにほぼ平行にして厚さ方向に
積層接着したもののうち、構造耐力上主要な部分に使用する接着重ね材につい
て、建築用材料としての利用に当たって求められる性能や品質の基準について
定めたものである。規格の主な内容は次のとおり。
(1) 接着重ね材の適用範囲、引用規格、用語及び定義を定めること
(2) 接着の性能、含水率、ホルムアルデヒド放散量及び曲げ性能等の品質の基
準を定めること
(3) 品名、強度等級、材面の品質及び接着性能等の表示基準を定めること
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
T E L (0 3) 6 7 4 4 - 7 1 3 9
F A X (0 3) 6 7 4 4 - 0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後